

広島県告示第四百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月十三日

広島県知事 横 田 美 香

名称	株式会社 ヒューマン ズ21
住所又は事務 所の所在地	広島市中区八 丁堀六番十号
指定をした日	令和八年三月 一九日
委託した公金事務に 係る歳入等の内容	広島県西部建設事務 所内における手数料 徴収事務
委託をした日 （委託期間）	令和八年三月二三日 （令和八年四月一日 ～令和十一年三月三 一日）